

## 議第63号

三島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険条例（昭和34年三島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる者は、被保険者としなない。

第9条中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年9月8日提出

三島市長 豊岡 武士